

善通寺市デジタル地域通貨事業加盟店規約

第1条（総則）

- 1 本規約は、善通寺市（以下「市」といいます。）が提供する善通寺市デジタル地域通貨事業のサービス利用条件、事務の取扱い等について定めるものとします。
- 2 市が、別途定める募集要項、マニュアル等は、本規約と一体で適用されるものとします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「デジタル地域通貨」とは、市が本アプリを通じて利用者に対して発行し、電磁的方法により記録される商品券、ポイント、及びマネーであって、利用者が加盟店において対象取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (2) 「本サービス」とは、本規約に基づき市が提供するデジタル地域通貨に係るサービスです。
- (3) 「本アプリ」とは、本サービスを利用するために使用するスマートフォン向けの専用アプリケーションです。
- (4) 「利用者」とは、本アプリを利用して市からデジタル地域通貨の発行を受け、当該デジタル地域通貨を使用し、又は使用しようとする者をいいます。
- (5) 「加盟店」とは、利用者がデジタル地域通貨を使用できる店舗、施設等として市が登録するものをいいます。
- (6) 「対象取引」とは、デジタル地域通貨の付与及び使用の対象となる利用者と加盟店との間の商品購入、サービス提供等の取引です。
- (7) 「チャージ」とは、利用者が対価として現金を支払い、デジタル地域通貨の残高を増加させる行為です。
- (8) 「チャージ店」とは、チャージできる店舗、施設等です。
- (9) 「チャージ専用端末」とは、チャージ店がチャージを行うために使用する事務局から貸与される端末です。
- (10) 「本サイト」とは、本サービスの提供のために、市が開設する Web サイトです。
- (11) 「管理用サイト」とは、加盟店及びチャージ店（以下「加盟店等」といいます。）が、対象取引の履歴やチャージの履歴を確認できる管理用 Web サイトのことです。
- (12) 「ID」とは、本サービスにおいて、加盟店等を識別するための符号で、チャージ専用端末に割り当てられた符号を含みます。
- (13) 「事務局」とは、市が本サービス全体の運営を包括的に委託した事業者です。
- (14) 「記録情報」とは、対象取引及びチャージに関する情報です。
- (15) 「利用契約」とは、本規約に基づき、加盟店等と市との間に成立する契約です。

第3条（利用契約）

- 1 加盟店の登録を希望する者(以下、「登録希望者」という。)は、本規約の内容を承諾の上、市所定の方法により、事務局を通じて市に登録を申込みます。なお、市に対して申込時に入力した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 登録希望者が前項の申込を行い、本サービスを利用するための登録が完了した時点で、利用契約が成立するものとします。
- 3 市は、第1項に基づく申込について、本サービスの運営に支障があると判断した場合、登録を承諾しないことがあります。
- 4 登録希望者は、申込内容または申込後の登録情報に変更がある場合、架電又はメール送信等の方法により、事務局を通じて変更手続を行うものとします。

第4条 (本規約の変更)

- 1 市は、次の各号の事情により、本規約を変更できるものとします。
 - (1) 法令の改正、その他社会情勢の変化
 - (2) 物価、公租公課、その他の経済的負担の変動等の経済情勢の変化
 - (3) 技術環境や経営環境の変化等に伴うサービス内容の合理化、システム変更、その他の技術上・運用上の変更
 - (4) その他、前各号に準ずる事情
- 2 市は、前項に基づき、本規約を変更する場合、30日以上前に加盟店等に通知します。ただし、加盟店等に不利な変更を含まない場合、又は緊急の必要がある場合には、直ちに本規約を変更できるものとします。
- 3 加盟店等は、前2項に基づく変更に異議がある場合、第12条第1項に基づき、利用契約を解約することができます。なお、加盟店等が当該変更後も利用契約を解約しない場合は、当該変更を承諾したものとします。

第5条 (通知)

- 1 本規約に関する通知は、書面、電子メール又は本サイトに掲載する方法により行います。当該通知は、事務局を通じて行われる場合があります。
- 2 前項の通知は、加盟店等が市に届け出た所在地若しくは住所への送付、電子メールアドレスへの送信、又は本サイトへの掲載時点をもって、完了したものとします。

第6条 (対象取引等)

- 1 加盟店は、利用者に本アプリを使用して加盟店に置かれた QR コードを読み取らせ、対象取引において利用者が使用を希望するデジタル地域通貨を減じる操作を行い、同操作が行われたことを確認する方法で決済を行うものとします。
- 2 加盟店は、原則、利用者からの対象取引の申込を拒絶できないものとします。
- 3 加盟店は、前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、対象取引による決

済を行ってはならないものとします。

- (1) 利用者から、デジタル地域通貨を使用できない商品又はサービスについて、対象取引による決済を求められた場合
 - (2) 偽造又は変造された本アプリを使用された場合
 - (3) 第1号及び第2号に該当すると疑われる場合
 - (4) 市から、対象取引の中止を求められた場合
- 4 加盟店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、原則として利用者との間で行った対象取引を取消し、又は解除しないものとします。利用者が加盟店から返金を受ける必要がある場合、加盟店は、自らの責任において対応するものとします。
- 5 チャージ店は、チャージ専用端末を使用して、利用者から提示を受けた本アプリ上のチャージ用 QR コードを読み取り、利用者が購入を希望するデジタル地域通貨の対価の支払いを受け、チャージを行うものとします。
- 6 チャージ店は、前項において利用者が支払った相当額について、市が指定する期日までに事務局が指定する口座へ振り込むものとします。なお、正当な理由があり振込が遅れてしまう場合には、市又は事務局へ事前に連絡するものとし、市、事務局及びチャージ店の三者において、振込期限等について協議を行うものとします。

第7条（ID等の管理責任）

- 1 加盟店等は、IDを第三者に貸与することはできません。
- 2 加盟店等は、ID及び当該IDに設定したパスワード(以下「ID等」といいます。)を自らの責任で、第三者に知られないよう管理し、ID等の盗用を防止する措置を行うものとします。

第8条（記録情報の確認）

- 1 加盟店は、管理用サイトにおいて、対象取引の履歴確認や取消等を行うことができます。
- 2 チャージ店は、チャージ専用端末において、チャージ履歴等の確認をすることができます。

第9条（遵守事項等）

- 1 加盟店等は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 加盟店等は、市がデジタル地域通貨の利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店等の名称及び所在地等を掲載する場合、これに協力するものとします。
- 3 チャージ店は、チャージ専用端末を適切に管理するものとし、市又は事務局から返却に関する通知をしてから2週間以内に、責任をもって市又は事務局へ返却するものとします。なお、期日以内に返却をしないときや、チャージ専用端末の破損、紛失等により事務局へ損害を与えてしまったときに、そのことに対して弁済費用が発生した場合は、事務局に対し当該費用をチャージ店が弁償するものとします。

- 4 加盟店等は、本アプリ導入に関する協力など、利用者から本サービスに参加するにあたっての依頼(質問等を含む。)があったときは、真摯に対応することとします。なお、利用者からのクレームが相次いだ時には、第13条第1項に基づき利用契約を解除することがあります。
- 5 加盟店等は、市又は事務局から貸与又は提供される本サービスの利用に関する物品等を第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。
- 6 加盟店等は、市が別途書面により事前に承諾した場合を除き、利用契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

第10条(本サービスの提供中止)

市は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

- (1) 加盟店等が本規約に違反した場合
- (2) 加盟店等が登録した情報に虚偽の内容が含まれる場合
- (3) 加盟店等が暴力団等の反社会勢力と非難されるべき関係にある場合
- (4) システム保守、システム障害対応、天災・戦争・争乱等の不可抗力、その他技術上、運用上の理由により、本サービスの提供を中断する必要があると判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合

第11条(契約期間)

- 1 利用契約は、第3条第2項に基づく契約の成立時に効力を生じ、効力発生後最初に到来する3月の末日まで有効とします。
- 2 前項の規定にかかわらず、契約期間満了日の3ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって利用契約を終了する旨の通知がなされない限り、利用契約は、契約期間満了日の翌日から、自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本規約が理由の如何を問わず終了したときは、利用契約も当然に終了するものとします。また、この場合、加盟店等は利用契約の終了による損害の補償等を市に請求することはできないものとします。

第12条(解約)

- 1 加盟店等は、原則として、解約日の30日前までに、市所定の方法により申し入れることにより、利用契約を解約することができます。
- 2 市は、原則として、解約日の30日前までに加盟店等に申し入れることにより、利用契約を解約することができます。

第13条(解除)

- 1 市は、加盟店等が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約

を解除することができます。

- (1) 利用契約に違反したとき
 - (2) 加盟店等が市の定める登録基準を充足しないとき
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき。
 - (6) 加盟店等の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (8) 市又は事務局による連絡が取れなくなったとき
 - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (10) 加盟店等に対してクレームが頻発し、市又は事務局が加盟店等に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、必要な対応を行わないとき
 - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店等にふさわしくないと市又は事務局が判断したとき
 - (12) チャージ店において、利用者から支払いを受けたデジタル地域通貨の対価相当額を正当な理由なく期日までに指定口座へ振り込まなかったとき
 - (13) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると市が判断したとき
 - (14) その他、市が加盟店等との利用契約の継続が困難であると判断したとき
- 2 本条に基づき利用契約が終了した場合でも、市は、加盟店等に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店等に生じた損害につき一切責任を負いません。

第14条（市の責任）

- 1 市は、次の各号に関連する損害、又は逸失利益、間接損害、特別損害若しくは弁護士費用については責任を負いません。
- (1) 通信障害、システム障害等
 - (2) 記録情報の正確性・真正性
 - (3) ID等の不正使用、不正アクセス、記録情報の改ざん・消失
 - (4) チャージ専用端末の紛失、盗難
 - (5) 本サービスの利用の結果
 - (6) 第三者による商品・サービスの提供等
 - (7) 加盟店等または第三者の故意または過失
 - (8) 本サービスの提供条件の変更、前条に基づく提供中止
 - (9) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力
- 2 対象取引については加盟店等及び事務局の責任において提供されるものとし、市は責任を負いません。

第 15 条（個人情報の取り扱い）

- 1 加盟店等は、利用契約の履行及び対象取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 加盟店等が、利用契約の遂行又は対象取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店等は、利用契約の履行又は対象取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 加盟店等は、本個人情報を、利用契約の履行又は対象取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 加盟店等は、本個人情報の取扱記録を作成し、市から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、市は、加盟店等の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店等に事前に通知したうえで加盟店等の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店等は、市の調査に協力するものとします。
- 6 加盟店等は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を市と協議し、市の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店等は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を市に対し書面にて報告するとともに、市と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店等の責任と費用負担で講じるものとします。
- 7 加盟店等は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店等の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店等は、利用契約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、市が損害を被ったときは、市に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第 16 条（損害賠償・費用負担）

- 1 加盟店は、加盟店と利用者との間で、対象取引に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 事務局又は市は、チャージ店が利用者から支払いを受けたデジタル地域通貨の対価相当額を期日が過ぎてからも相当期間振り込まなかった場合には、チャージ店に対し法的処置をとることができるものとします。なお、当該紛争に関する費用は全てチャージ店が負担するものとします。

- 3 市は、加盟店等と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。
また、これらの紛争について、加盟店等の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

第 17 条（権利の譲渡等）

加盟店等は、利用契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第 18 条（知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は、市又は市が指定する第三者に帰属します。

第 19 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、市、事務局及び加盟店等は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第 20 条（準拠法・合意管轄）

- 1 本規約は、日本法に準拠します。
- 2 本規約に関する訴訟については、善通寺市役所所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和6年7月23日制定

問い合わせ先

〈ゼンツウジペイ事務局〉

コールセンター：0570-07-7999

平日 9:00～17:00(土日祝日及び12月29日～1月3日を除く。)